



県章

滋賀県公報

令和8年（2026年）
10月13日
第759号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（総務課）	1
※滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	1
※滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（健康しが推進課）	2
※滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（健康しが推進課）	7

○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	13
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（障害福祉課）	14
漁船損害等補償法の規定による同意の認定（水産課）	14
道路区域の変更（道路保全課）	14
道路の供用開始（道路保全課）	14

○ 公 告

令和8年度ふぐ処理者試験実施公告（生活衛生課）	15
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	16
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告（農政課）	16
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（建築開発課）	19
一般競争入札の公告（防災危機管理局、DX推進課、警察本部会計課）	19

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（南部）	27
--	----

○ 人 事 委 員 会 規 則

※職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	27
------------------------------	----

規 則

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第62号

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例（令和8年滋賀県条例第10号）の施行期日は、令和8年10月15日とする。

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第63号

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員退職手当条例施行規則（昭和59年滋賀県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記様式第18号中

「	住 所 また は 居 所				」	を
「	住 所 また は 居 所		求職活動支援費（広域 求職活動費）に相当す る退職手当の申請回数	回目	」	に

改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、または交付されている改正前の別記様式第18号により使用されている書類は、改正後の別記様式第18号によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第18号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第64号

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県児童福祉法施行細則（昭和61年滋賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。
別記様式第 1 号および別記様式第 2 号を次のように改める。

別 記
様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

小児慢性特定疾病医療費請求書											
小児慢性特定疾病医療費決定金額（滋賀県記入欄） 金 円											
年 月 日											
(宛先) 滋賀県知事											
小児慢性特定疾病に係る 年 月から 年 月までの医療費について、下記のとおり請求します。											
受給者	受給者番号								有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日
	ふりがな氏名										
	自己負担上限額	円									
請求者	住 所 (居 住 地)	〒 (電話) - -									
	ふりがな氏名									受給者との続柄	
	振替口座	銀行				支店出張所				* 請求者名義の口座に振替します（請求者名と口座名義は同一としてください。）。	
		普通 ・ 当座		口座番号							
委任欄	※ 受給者本人および法定代理人以外の者が請求するときは、この欄に必ず受給者本人が署名してください。法定代理人による場合は、法定代理人が受給者氏名を記名し、法定代理人氏名を署名してください。私は、請求者を代理人と定め、小児慢性特定疾病医療費の請求および受領に関する権限を委任します。 受給者氏名										

注 1 小児慢性特定疾病医療費証明書を添付してください。
2 医療機関および診療月が複数ある場合は、それぞれの証明書を添付して、一括して請求してください。
3 該当する医療費を対象として高額療養費の支給を受けることができる場合は、あらかじめ高額療養費の支給決定を受けた後、支給額が記載された支給決定通知書等を添付してください。
4 振替後の通知は行いませんので、御承知おきください。

(裏)
同 意 書

小児慢性特定疾病医療費の支給を受けるに当たり、滋賀県が私の加入する医療保険者に保険給付の内容について報告を求めることに同意します。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(受給者本人)

住所

氏名

※ 受給者本人が未成年者の場合は、法定代理人(保護者等)の同意も必要です。

(法定代理人)

住所

氏名

(受給者本人との続柄:)

注 同意する者本人が署名してください。

様式第 2 号（第 2 条関係）

小児慢性特定疾病医療費証明書					
受給者	受給者番号				氏 名
	生年月日	年 月 日			
	保険の種類：		自己負担割合：		割 適用区分：
1 医療機関分（明細）（ 年 月分）					
区 分	診療 実日数 ※ 1	診 療 日 ※ 1	小児慢性特定疾病 公費対象点数※ 2 (当該診療月の総点数)	小児慢性特定疾病公費 対象患者負担額※ 3 (当該診療月の患者負担総額※ 4)	備 考 欄 ※ 5
入院医療費	日	日から 日まで	点 (点)	円 (円)	
通院医療費	日	日から 日まで	点 (点)	円 (円)	
食事療養費	日	日から 日まで	(基準額) 円	円	
小児慢性特定疾病に係る医療費について、上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日 所在地 医療機関 名称 代表者名 記入者氏名 所属 連絡先					
2 薬局分（明細）（ 年 月分）					
区 分	調剤 実日数 ※ 1	調 剤 日 ※ 1	小児慢性特定疾病 公費対象点数※ 2 (当該調剤月の総点数)	小児慢性特定疾病公費 対象患者負担額※ 3 (当該調剤月の患者負担総額※ 4)	備 考 欄 ※ 5
院外処方による薬局分	日	日から 日まで	点 (点)	円 (円)	
小児慢性特定疾病に係る医療費について、上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日 所在地 薬 局 名称 代表者名 記入者氏名 所属 連絡先					
3 訪問看護ステーション分（明細）（ 年 月分）					
区 分	訪問 実日数 ※ 1	訪 問 日 ※ 1	小児慢性特定疾病 公費対象基準額※ 2 (当該訪問月の総額)	小児慢性特定疾病公費 対象患者負担額※ 3 (当該訪問月の患者負担総額※ 4)	備 考 欄 ※ 5
訪問看護療養費	日	日から 日まで	円 (円)	円 (円)	
小児慢性特定疾病に係る医療費について、上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日 所在地 訪問看護ステーション 名称 代表者名 記入者氏名 所属 連絡先					

注 1 1 か月ごとに作成してください。

2 1 欄～3 欄は児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関が記載してください。

3 ※ 1 欄は、受給者証の有効期間内の日を記載してください。

4 ※ 2 欄は、受給者証の有効期間内における小児慢性特定疾病医療費の対象となる保険点数（訪問看護ステーションの場合は、金額）を記載してください。

5 ※ 3 欄は、高額療養費の限度額まで支払をしている場合は、記載不要です。

6 ※ 4 欄は、高額療養費の限度額まで支払をしている場合は、高額療養費の限度額を記載してください。

7 ※ 5 欄は、他の医療費助成の制度の適用がある場合は、適用される医療費助成の制度の名称を記載してください。

別記様式第 3 号（表）中「被保険者証」を「医療保険の」に、

「

申請者 (保護者)	ふりがな 氏 名											受診者との関係	
	個人番号												
	住 所	□下記の申請者欄と同じ(下記の申請者欄と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒										連絡先 (電話)	

」

を

「

保護者	ふりがな 氏 名											受診者との関係	
	個人番号												
	住 所	□申請者と同じ（申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。） 〒										連絡先 (電話)	

」

に、

「

世帯の市町村 民税課税状況 等	課税	円 (市町村民税課税額(所得割))	
	非課税	保護者(本人)収入額	80万円以下・80万円を超える

」

を

「

世帯の市町村 民税の課税状 況	円 (市町村民税課税額(所得割))
-----------------------	----------------------

」

に改め、同様式（表）中注を

注 1 とし、注に次のように加える。

2 非課税世帯は、支給認定基準に関する申告書を添付してください。

別記様式第 3 号（裏）中

「

市町村民税非課税世帯で控除後年収が80 万円以下の場合	(提出書類以外に) 児童福祉法施行規則第 7 条の 5 各号に掲げる給付の支給は 受けていません。 氏名
所得を確認する書類を提出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、児童福祉法施行令第22条第 1 項第 1 号（児童福祉 法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第357号）附則第 3 条の規定により読み替えて 適用する場合を含む。）の規定による額になることを了承し、所得を確認する書類は提出し ません。 氏名

」

を

注 不要の文字は、抹消してください。

「

所得を確認する書類を提出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、児童福祉法施行令第22条第 1 項第 1 号（児童福祉 法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第357号）附則第 3 条の規定により読み替えて 適用する場合を含む。）の規定による額になることを了承し、所得を確認する書類は提出し ません。 氏名
-------------------	---

」

に、

「申請者（保護者）」を「保護者」に改める。

別記様式第 6 号（表）中「被保険者証」を「医療保険」に、

「

同時申請（有・無）/自己負担上限額の変更（有・無）/指定医療機関の変更（有・無）
--

」

を

「

同時申請（有・無）/自己負担上限額の変更（有・無）

」

に改め、同様式（裏）

中「申請者（保護者）」を「保護者」に改める。

別記様式第10号の 2（表）中「被保険者証」を「医療保険の」に、

「

申請者 (保護者)	ふりがな 氏 名			受診者との 関係	
	住 所	□下記の申請者欄と同じ (下記の申請者欄と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒		連絡先 (電話)	

」

を

「

保護者	ふりがな 氏 名			受診者との 関係	
	住 所	□申請者と同じ (申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒		連絡先 (電話)	

」

に、

「

世帯の市町村 民税課税状況 等	課税	円 (市町村民税課税額(所得割))	
	非課税	保護者 (本人) 収入額	80万円以下・80万円を超える

」

を

「

世帯の市町村 民税の課税状 況	円 (市町村民税課税額 (所得割))
-----------------------	------------------------

」

に改め、同様式 (表) 中注を

注 1 とし、注に次のように加える。

2 非課税世帯は、支給認定基準に関する申告書を添付してください。

別記様式第10号の 2 (裏) 中

「

市町村民税非課税世帯で年収80万円以下 の場合	(提出書類以外に) 児童福祉法施行規則第 7 条の 5 各号に掲げる給付の支給は 受けていません。 氏名
所得を確認する書類を提出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、児童福祉法施行令第22条第 1 項第 1 号 (児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第357号) 附則第 3 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による額になることを了承し、所得を確認する書類は提出しません。 氏名

」

を

「

所得を確認する書類を提出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、児童福祉法施行令第22条第 1 項第 1 号 (児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第357号) 附則第 3 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による額になることを了承し、所得を確認する書類は提出しません。 氏名
-------------------	---

」

に、

「申請者 (保護者)」を「保護者」に改める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第65号

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年滋賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定医療（指定難病）療養費請求書」を「特定医療費（指定難病）請求書」に、「特定医療（指定難病）療養費証明書」を「特定医療費（指定難病）証明書」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別 記
様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

特定医療費（指定難病）請求書

特定医療費決定金額（滋賀県記入欄）金

円

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

指定難病に係る 年 月から 年 月までの医療費について、下記のとおり請求します。

受給者	受給者番号								有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日
	ふりがな氏名										
	自己負担上限額	円									

請求者	住 所 (居 住 地)	〒 (電話) - -									
	ふりがな氏名									受給者との続柄	
	振替口座	銀行				支店出張所				* 請求者名義の口座に振替します（請求者名と口座名義は同一としてください。）。	
普通 ・ 当座		口座番号									

委任欄	※ 受給者本人および法定代理人以外の者が請求するときは、この欄に必ず受給者本人が署名してください。法定代理人による場合は、法定代理人が受給者氏名を記名し、法定代理人氏名を署名してください。私は、請求者を代理人と定め、特定医療費（指定難病）の請求および受領に関する権限を委任します。
	受給者氏名

注 1 特定医療費（指定難病）証明書を添付してください。

2 医療機関および診療月が複数ある場合は、それぞれの証明書を添付して、一括して請求してください。

3 該当する医療費を対象として高額療養費の支給を受けることができる場合は、あらかじめ高額療養費の支給決定を受けた後、支給額が記載された支給決定通知書等を添付してください。

4 振替後の通知は行いませんので、御承知おきください。

(裏)
同 意 書

特定医療費(指定難病)の支給を受けるに当たり、滋賀県が私の加入する医療保険者に保険給付の内容について報告を求めることに同意します。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(受給者本人)

住所

氏名

※ 受給者本人が未成年者の場合は、法定代理人(保護者等)の同意も必要です。

(法定代理人)

住所

氏名

(受給者本人との続柄:)

注 同意する者本人が署名してください。

様式第2号(第2条関係)

(その1)

特定医療費(指定難病)証明書						
受給者	受給者番号					氏名
	生年月日	年 月 日				
	保険の種類： 自己負担割合： 割 適用区分：					
1 医療機関分(明細) (年 月分)						
区分	診療 実日数 ※1	診 療 日 ※1	指定難病公費 対象点数※2 (当該診療月の総点数)	指定難病公費対象 患者負担額※3 (当該診療月の患者負担総額※4)	備 考 欄 ※5	
入院医療費	日	日から 日まで	点 (点)	円 (円)		
外来医療費	日	日から 日まで	点 (点)	円 (円)		
指定難病に係る医療費について、上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日 所在地 医療機関 名称 代表者名 記入者氏名 所属 連絡先						
2 薬局分(明細) (年 月分)						
区分	調剤 実日数 ※1	調 剤 日 ※1	指定難病公費 対象点数※2 (当該調剤月の総点数)	指定難病公費対象 患者負担額※3 (当該調剤月の患者負担総額※4)	備 考 欄 ※5	
院外処方による薬局分	日	日から 日まで	点 (点)	円 (円)		
指定難病に係る医療費について、上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日 所在地 薬 局 名称 代表者名 記入者氏名 所属 連絡先						
3 訪問看護ステーション分(明細) (年 月分)						
区分	訪問 実日数 ※1	訪 問 日 ※1	指定難病公費 対象基準額※2 (当該訪問月の総額)	指定難病公費対象 患者負担額※3 (当該訪問月の患者負担総額※4)	備 考 欄 ※5	
訪問看護療養費	日	日から 日まで	円 (円)	円 (円)		
指定難病に係る医療費について、上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日 所在地 訪問看護ステーション 名称 代表者名 記入者氏名 所属 連絡先						

注1 1か月ごとに作成してください。

2 1欄～3欄は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定医療機関が記載してください。

3 ※1欄は、受給者証の有効期間内の日を記載してください。

4 ※2欄は、受給者証の有効期間内における特定医療費(指定難病)の対象となる保険点数(訪問看護ステーションの場合は、金額)を記載してください。

5 ※3欄は、高額療養費の限度額まで支払をしている場合は、記載不要です。

6 ※4欄は、高額療養費の限度額まで支払をしている場合は、高額療養費の限度額を記載してください。

7 ※5欄は、他の医療費助成の制度の適用がある場合は、適用される医療費助成の制度の名称を記載してください。

（その 2）

特定医療費（指定難病）証明書									
受 給 者	受給者番号							氏 名	
	生年月日	年 月 日							
	保険の種類： 自己負担割合： 割 適用区分：								
1 介護保険分（明細） （ 年 月分）									
区 分	サービス 実日数 ※ 1	サービス を受けた期間 ※ 1	指定難病公費 対象基準額※ 2 （当該利用月の総額）		指定難病公費 対象患者負担額 （当該利用月の 患者負担総額）		備 考 欄 ※ 3		
訪問看護 介護予防訪問看護	日	日から 日まで	円 （ 円）		円 （ 円）				
訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション	日	日から 日まで	円 （ 円）		円 （ 円）				
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	日	日から 日まで	円 （ 円）		円 （ 円）				
指定難病に係る医療費について、上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日 所在地 記入者氏名 介護保険事業者 名称 所属 代表者名 連絡先									

注 1 1 か月ごとに作成してください。
2 1 欄は、難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する指定医療機関が記載してください。
3 ※ 1 欄は、受給者証の有効期間内の日を記載してください。
4 ※ 2 欄は、受給者証の有効期間内における特定医療費（指定難病）の対象となる金額を記載してください。
5 ※ 3 欄は、他の医療費助成の制度の適用がある場合は、適用される医療費助成の制度の名称を記載してください。

別記様式第 3 号（表）中「才」を「歳」に、「被保険者証」を「医療保険の」に、

世帯の市町村民 税課税状況等	課税	円 (市町村民税課税額（所得割）)	
	非課税	本人（保護者）収入額	80万円以下・80万円を超える

を

世帯の市町村民 税の課税状況	円 (市町村民税課税額（所得割）)		
-------------------	----------------------	--	--

に改め、同様式（表）中注を注 1

とし、注に次のように加える。

2 非課税世帯は、支給認定基準に関する申告書を添付してください。

別記様式第 5 号（表）中「被保険者証」を「医療保険」に、

同時申請（有・無）/自己負担上限額の変更（有・無）/指定医療機関の変更（有・無）
--

を

同時申請（有・無）/自己負担上限額の変更（有・無）

に改める。

別記様式第 10 号（表）中「才」を「歳」に、「被保険者証」を「医療保険の」に、

世帯の市町村民 税課税状況等	課税	円 (市町村民税課税額（所得割）)	
	非課税	本人（保護者）収入額	80万円以下・80万円を超える

を

世帯の市町村民 税の課税状況	円 (市町村民税課税額（所得割）)		
-------------------	----------------------	--	--

に改め、同様式（表）中注を注 1

とし、注に次のように加える。

2 非課税世帯は、支給認定基準に関する申告書を添付してください。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第 419 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 8 年 10 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
B 型支援事業所マイティ	東近江市八日市浜野町 2－17 福原ビル 3 階	有限会社マツウラ	東近江市八日市本町 475 番 1 号	就労継続支援 B 型	令和 8. 10. 1	2510500966
ワークステーションわかたけ	草津市川原町 297－3	社会福祉法人若竹会	草津市川原町 298－1	就労選択支援	令和 8. 10. 1	2510600212
ライフサポート「ナナ」	守山市洲本町 1388 番地	有限会社ビジネスサポート	守山市洲本町 1388 番地	生活介護	令和 8. 10. 1	2510700848

ANELL A CAF É 草津栗東 店	栗東市小柿七 丁目9番11号 滋賀中央ビル 1階	株式会社LI VINEA	栗東市糺八丁 目3番31号	就労継続支援B 型	令和8.10.1	2511200533
A t t e	高島市新旭町 安井川741番地	社会福祉法人 虹の会	高島市新旭町 北畑45番地	生活介護 就労継続支援B 型	令和8.10.1	2512200490

滋賀県告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
A t t e	高島市新旭町 安井川741番地	特定非営利活動法人元気な仲間	高島市新旭町安井川741番地	生活介護 就労継続支援B型	2512200425	令和8.9.30

滋賀県告示第421号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県瀬田町加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和8年10月13日から令和8年10月27日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	愛知川彦根線	彦根市稲枝町字横野良田118番2地先から	変更後	最小 15.5m ゝ 最大 51.0m	368.5m	道路改良工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更
		彦根市彦富町字戸白木593番地先まで	変更前	最小 22.4m ゝ 最大 51.0m	368.5m	

滋賀県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年10月13日から令和 8 年10月27日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道307号	犬上郡甲良町大字金屋字常ヶ溝1638番地先から 犬上郡甲良町大字金屋字長地539番 3 地先まで	令和 8 . 10. 14 10時	L = 243. 6m

公 告

令和 8 年度ふぐ処理者試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第42号）第 5 条の規定に基づき、ふぐ処理者試験を次のとおり実施する。

令和 8 年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験日および科目

(1) 第 1 日目

ア 試験日時 令和 9 年 1 月 26 日（火） 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目

(ア) 学科試験 衛生法規、水産食品の衛生に関する知識およびふぐに関する知識

(イ) 実技試験 ふぐの種類の識別

(2) 第 2 日目

ア 試験日時 令和 9 年 1 月 27 日（水） 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術およびふぐの内臓の識別

2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター（近江八幡市鷹飼町80－4）

3 受験資格 なし

4 提出書類

(1) 受験願書 1 部

(2) 写真 1 葉（出願前 6 月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの）

5 試験手数料 7,800円（ウェブ事前登録方式コンビニ決済または各保健所（大津市保健所を除く。）もしくは県庁でのキャッシュレス決済による。）

6 受験願書の受付期間等および受付場所

(1) 受付期間等 令和 8 年11月27日（金）から令和 8 年12月 4 日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までに、原則として、受験者本人が持参すること。

なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。

(2) 受付場所

ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。

滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 草津市草津三丁目14－75

滋賀県甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所） 甲賀市水口町水口6200

滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所） 東近江市八日市緑町 8－22

滋賀県湖東健康福祉事務所（彦根保健所） 彦根市和田町41

滋賀県湖北健康福祉事務所（長浜保健所） 長浜市平方町1152－ 2

滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所） 高島市今津町今津448－45

大津市保健所 大津市浜大津四丁目 1－ 1 明日都浜大津 1 階

イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（大津市京町四丁目 1 番 1 号）に提出すること。

7 合格発表 令和 9 年 2 月 26 日（金）午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎（大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。）の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

なお、電話による問合せには、一切応じない。

- 8 試験結果の本人への提供 口頭による試験結果の提供の求めは、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。

- (1) 期間 令和9年2月26日(金)から令和9年3月26日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで(令和9年2月26日(金)は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
- (3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)
- (4) 持参するもの 令和8年度ふぐ処理者試験受験票
- (5) 開示する内容 総合得点および科目別得点
- (6) その他

ア 提供を求めることができる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問合せには、一切応じない。

- 9 受験願書等の交付および問合せ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 近鉄不動産株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号 代表取締役社長 倉橋孝壽
 - (2) 変更後 近鉄不動産株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号 代表取締役社長 原史郎
- 3 変更年月日 令和8年6月19日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更があったため
- 5 届出年月日 令和8年9月29日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和8年10月13日から令和9年2月15日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和9年2月15日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請に係る農地の所在等
 - (1) 所在および地番 長浜市月ヶ瀬町字深田1231番および長浜市月ヶ瀬町字深田1231番1
 - (2) 地目 田
 - (3) 面積 1,823㎡および1,823㎡
 - (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明
- 2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、所有者が死亡した後は、借受希望者が管理している。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、申請農地を借受希望者に貸し付け、水稻等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、長浜市の地域計画の区域内の農地であり、借受希望者が当該農地を担う者とされていることから、農地中間管理事業規程3－1および所有者等不明農地の取扱要領第3条の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和9年3月1日
- (2) 存続期間 5年
- (3) 借賃に相当する補償金の額 86,590円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年10月27日（火）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077－528－3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 高島市今津町深清水字新田2145番1
- (2) 地目 畑
- (3) 面積 880㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、近年耕作がされておらず、遊休農地となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金による整備完了後、申請農地を借受希望者に貸し付け、果樹の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、高島市の地域計画の区域内の農地であり、借受希望者が当該農地を担う者となる予定である。当該農地は遊休農地であるが、再生整備が行われることが確実であることから、農地中間管理事業規程3－1および所有者等不明農地の取扱要領第3条の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和9年4月1日
- (2) 存続期間 10年
- (3) 借賃に相当する補償金の額 10円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年10月27日（火）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077－528－3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨およびその理由
- カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 東近江市小倉町字泓2264番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 2,894㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が相続放棄

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、借受希望者が管理している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、申請農地を借受希望者に貸し付け、水稻等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、東近江市の地域計画の区域内の農地であり、借受希望者が当該農地を担う者とされていることから、農地中間管理事業規程 3－1 および所有者等不明農地の取扱要領第3条の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和 9 年 3 月 1 日
- (2) 存続期間 5 年
- (3) 借賃に相当する補償金の額 10円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和 8 年10月27日（火）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077－528－3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 東近江市大林町字榎木908番、東近江市大林町字里下835番、東近江市大林町字米澤887番および東近江市大林町字米澤888番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,493㎡、796㎡、1,429㎡および1,490㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が相続放棄

- 2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、遊休農地となっているが、借受希望者が国の事業を活用し、当該農地を整備する予定となっている。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、申請農地を借受希望者に貸し付け、水稻等の栽培を行う。
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、東近江市の地域計画の区域内の農地であり、借受希望者が当該農地を担う者とされており、遊休農地であるものの、再生整備が行われることが確実であることから、農地中間管理事業規程3－1および所有者等不明農地の取扱要領第3条の規定に基づく基準に適合する。
- 5 希望する利用権の始期等
- (1) 始期 令和9年3月1日
 - (2) 存続期間 5年
 - (3) 借賃に相当する補償金の額 20円
- 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限 令和8年10月27日（火）
 - (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077－528－3815
 - (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨およびその理由
 - カ その他参考となるべき事項

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府東大阪市長田東三丁目3番20号 株式会社ハルテGC 代表取締役 井本哲	蒲生郡日野町大字北脇字野田尾284番7外4筆	4,890.52㎡	令和8.10.6	6599

一般競争入札の公告

令和8年度における水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入物品名および数量 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1台および附属品一式（ポンプのメンテナンスを含む。）
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書および仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和9年8月1日（日）から令和19年7月31日（金）まで
 - (4) 納入場所 入札説明書および仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 8 年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314

- (5) その他必要な資格 借入期間中、借入車両に搭載されているポンプの保守、点検等のアフターサービスを本県の求めに応じて速やかに確実に提供できると認められる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 審査は実施しない。
- 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県消防学校 〒521-1213 東近江市神郷町314 電話 0748-42-1000 電子メールアドレス as30@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和 8 年10月13日（火）から令和 8 年11月25日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9 時から16時まで（令和 8 年11月25日（水）は10時まで）
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県消防学校水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の借入契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX 番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。
- (5) 質問および回答の方法等 本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。

ア 質問については、令和 8 年10月29日（木）15時までに滋賀県物品・役務電子調達システムにより提出すること。
これ以外の方法による仕様書、契約書等の質問は受け付けない。

イ 質問することができる者は、2 (1)から(4)までに定める入札参加資格を有する法人等に所属する者とする。

ウ 回答については、滋賀県物品・役務電子調達システムにより公開する。

(6) 入札書の提出方法

- ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(7)の入札書の受領期限までに提出すること。
- イ 持参による場合 紙の入札書を(7)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
- ウ 郵送による場合 紙の入札書を(7)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。

(7) 入札書の受領期限 令和 8 年11月25日（水）10時

(8) 開札の日時および場所 令和 8 年11月25日（水）11時 滋賀県消防学校（東近江市神郷町314）

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成 7 年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料（120月分）を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、滋賀県物品・役務電子調達システムによらない場合、封印した入札書を4(7)に示す受領期限までに提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。

(4) (3)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。

(5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(7) 落札者は、落札決定の日以後速やかに（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: One fire engine with water tank (including pump maintenance)

(2) Deadline for tender: 10:00 November 25th 2026

(3) For further information, contact: Shiga Prefecture Fire Fighting School, 314 Jingou-cho, Higashiomi-shi, Shiga 521-1213 Japan TEL 0748-42-1000

一般競争入札の公告

滋賀県統合宛名システム利用サービス提供業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 調達件名および数量 滋賀県統合宛名システム利用サービス提供業務 一式

(2) 調達案件の特質等 入札説明書ならびに契約書案および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに。

(3) サービス利用期間 令和9年1月1日(金)から令和13年12月31日(水)まで

(4) サービス利用形態 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務 中分類: 情報処理

大分類: 役務 中分類: 機器装置等保守点検

大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) その他必要な資格 都道府県または本県と同一人口規模以上の政令指定都市において統合宛名システムの契約実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。申請内容を確認後、おって入札参加資格確認結果通知書を交付する。なお、入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者のした入札は無効となる。

(1) 必要とする書類

ア 入札説明書別紙様式4(システム契約実績報告書)

イ 2(5)に掲げる要件を満たす者であることを証する書類(契約書の写し)

(2) 提出期限 令和8年10月28日(水)正午

(3) 提出場所 4(1)に示す場所

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3384 電子メールアドレス network@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和8年10月13日(火)から令和8年11月5日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)および令和8年11月6日(金)の9時から正午まで

(3) 入札説明書等の交付方法 電子メールにより交付する。(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県統合宛名システム利用サービス提供業務に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法による交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。

(5) 入札書の提出場所および提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(6)の入札書受領期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、送料は自己負担とする。

(6) 入札書の受領期間 令和8年10月13日(火)から令和8年11月5日(木)までの9時から17時まで(持参により提出する場合は、正午から13時までの間を除く。)および令和8年11月6日(金)の9時から正午まで

(7) 開札の日時および場所 令和8年11月6日(金)14時 滋賀県総合企画部DX推進課情報基盤係執務室(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館7階)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、サービス利用料の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 質問の方法等

(1) 質問の方法 4(3)により入札説明書を受領した者において質問がある場合は、質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、4(1)の電子メールアドレス宛てに提出すること。質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問の期限 令和8年10月28日(水)17時

(3) 回答の方法 質問を受領した日から5日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に、電子メールにより回答する。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 この公告に示したサービスを提供できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services required : Provision of Shiga Prefecture Integrated Address System Use Services, 1 set

(2) Deadline for tender : 12 : 00, November 6, 2026

(3) For further information, contact: Digital Transformation Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3384 E-Mail network@pref.shiga.lg.jp

一般競争入札の公告

講習用運転シミュレータ機器等の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年10月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名および数量 講習用運転シミュレータ機器等(搬入等を含む。) 一式

(2) 借入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 借入期間および搬入期間

ア 借入期間 令和9年6月1日(火)から令和15年5月31日(火)まで

イ 搬入期間 契約締結日から令和9年5月31日(月)まで

(4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和8年滋賀県告示第31号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、四輪車用運転シミュレータ審査書および二輪車用運転シミュレータ審査書
- (2) 提出期限 令和8年10月28日(水)午後4時まで
- (3) 提出場所 滋賀県警察本部交通部運転免許課講習係 〒524-0104 守山市木浜町2294番地

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231（内線2263）
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年10月13日(火)から同年11月11日(水)まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）の午前9時から午後5時までおよび同月12日(木)の午前9時から午後1時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和8年11月12日(木)午後1時まで
- (6) 入札書の提出方法
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和8年11月12日(木)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定による。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則

の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : A complete set of Driving training Simulator equipment (Including Delivery and Installation) , 1 set

(2) Deadline for tender : 13 : 00, November 12, 2026

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

一般競争入札の公告

スキャナー機器等の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名および数量 スキャナー機器等（搬入等を含む。） 一式

(2) 借入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 借入期間および搬入期間

ア 借入期間 令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和 14 年 2 月 29 日（日）まで

イ 搬入期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等（令和 8 年滋賀県告示第 31 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、機能証明書および機器等・役務リスト
- (2) 提出期限 令和8年10月26日(月)午後1時まで
- (3) 提出場所 滋賀県警察本部警務部会計課用度係

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年10月13日(火)から同年11月30日(月)まで(土曜日、日曜日および休日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同年12月1日(火)の午前9時から午後1時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和8年12月1日(火)午後1時まで
- (6) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
 - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
 - ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和8年12月1日(火)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : A complete set of scanner equipment and related items (Including Delivery and Installation) , 1 set
- (2) Deadline for tender : 13 : 00, December 1, 2026
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu - shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2263)

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 8 年10月13日

滋賀県南部健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
訪問介護事業所ルシエル	野洲市久野部 200－1－101	株式会社ルシエル	野洲市久野部 200－1－101	居宅介護	2511300325	令和 8 . 9 . 30

人 事 委 員 会 規 則

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月13日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第22号

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給調整手当に関する規則（昭和36年滋賀県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 東京都の項中「1, 226」を「1, 280」に改め、同表滋賀県の項中「1, 080」を「1, 136」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の別表第 3 東京都の項の規定 令和 8 年10月 1 日
 - (2) 改正後の別表第 3 滋賀県の項の規定 令和 8 年10月 3 日

